２　電気通信事業法施行規則様式第四の表の一から三十三までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものを提供する電気通信事業者は、様式第十五の五により、毎報告年度経過後一月以内に、当該電気通信役務に関する当該報告年度末の契約の状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、前項の表報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者が行う同表報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務については、この限りでない。

［一・二　略］

［３・４　略］

様式第12の３（第２条第１項関係）

第１表

電気通信役務契約等状況報告

都道府県別契約数

年　　月　　日現在

サービスの種類　ローカル５Ｇサービス

事業者名

法人番号

都　道　府　県	契　約　数
合　　計	
参　考　事　項	

注１　契約数には、継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービス（プリペイドカードにより課金を行うサービスを含む。）の契約者は含めないものとする。

２　一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として報告すること。

３　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めること。なお、当該電気通信事業者の契約数を、当該電気通信事業者の各契約者の住所に基づき都道府県別に把握できる場合には、当該都道府県ごとに自らの契約数として含めること。

４　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、注３後段に基づき当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めているもの及びそうでないものごとに、「参考事項」の項に当該事業者の数及び契約数の合計数をそれぞれ記載すること。

５　データ伝送役務に併せて音声伝送役務を提供しているものがある場合には、「参考事項」の項にその契約数を記載すること。

６　音声伝送役務のみを提供しているものがある場合には、「参考事項」の項にその契約数を記載すること。

７　通信モジュール向けに提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。

２　電気通信事業法施行規則様式第四の表の一から三十三までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものを提供する電気通信事業者は、様式第十五の五により、毎報告年度経過後一月以内に、当該電気通信役務に関する当該報告年度末の契約の状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、前項の表報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者が行う同表報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務については、この限りでない。

［一・二　同上］

［３・４　同上］

［新設］